

退職金預入専用(はなまる)定期預金

(令和3年4月1日現在)

1. 商品名		退職金預入専用定期預金 (スーパー定期)																																
		[単利型]	[複利型]																															
2. 販売対象		・1年以内に退職金を受領された個人の方																																
3. 期間		・定型方式3ヵ月・6ヵ月・1年 (自動継続のみの取扱となります)	・定型方式3年 (自動継続のみの取扱となります)																															
4. 預入	預入方法	・一括預入																																
	預入金額	・300万円以上、退職金のお受取額まで																																
	預入単位	・1円単位																																
5. 払戻方法		・満期日以後に一括して払戻いたします。																																
6. 利息	適用金利	・固定金利 ① 当初のお預入 ・当初の期間に限り、期間3ヵ月は1.00%、期間6ヵ月は0.60%、期間1年は店頭表示金利に0.10% 上乗せ、期間3年は店頭表示金利に0.15%上乗せの利率を満期日まで適用します。ただし、年金振込指定、指定済のお客様、又は信悠クラブに入会し「年金振込予約表」にて年金の振込みをお約束いただいたお客様は、当初の期間に限り、期間3ヵ月は1.20%、期間6ヵ月は0.80%の利率を適用します。 ② 初回満期後 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ただし、当初3ヵ月、6ヵ月をご選択の場合、初回満期時に限り再度1年(店頭表示金利に0.10%上乗せ)、3年(店頭表示金利に0.15%上乗せ)をご選択いただけます。 ご希望の場合、窓口での手続きが必要です。																																
	利払方法	・満期日以後に一括して支払います。																																
	計算方法	・付利単位を1円とした1年を365日とする 日割計算	・付利単位を1円とした1年を365日とする 日割計算で6ヵ月毎の複利計算																															
7. 税金		・個人・・・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%、地方税 5%) ※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。																																
8. 手数料		—																																
9. 付加できる特約事項		・個人の方はマル優のお取扱いができます。																																
10. 中途解約時の取扱い		・満期日前に解約する場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日(継続した場合は最後の継続日)から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 中途解約利率一覧表																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">お預入期間</th> <th colspan="2">[単利型]</th> <th>[複利型]</th> </tr> <tr> <th>3ヵ月・6ヵ月</th> <th>1年</th> <th>3年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td colspan="3">解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td></td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6ヵ月未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6ヵ月以上2年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6ヵ月未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6ヵ月以上3年未満</td> <td></td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table>		お預入期間	[単利型]		[複利型]	3ヵ月・6ヵ月	1年	3年	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率			6ヵ月以上1年未満		約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年6ヵ月未満			約定利率×50%	1年6ヵ月以上2年未満			約定利率×60%	2年以上2年6ヵ月未満			約定利率×70%	2年6ヵ月以上3年未満			約定利率×90%
お預入期間	[単利型]		[複利型]																															
	3ヵ月・6ヵ月	1年	3年																															
6ヵ月未満	解約日の普通預金利率																																	
6ヵ月以上1年未満		約定利率×50%	約定利率×40%																															
1年以上1年6ヵ月未満			約定利率×50%																															
1年6ヵ月以上2年未満			約定利率×60%																															
2年以上2年6ヵ月未満			約定利率×70%																															
2年6ヵ月以上3年未満			約定利率×90%																															
11. 金利情報の入手方法		・金利は上記の通りです。																																
12. その他参考となる事項		・金利情勢の変化等により、適用金利の変更または募集を中止する場合があります。 ・年金振込指定の優遇金利は、国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金の振込とします。 ・退職金のお受取であることが確認できる資料をご提出いただけます。 ・お預入れはお一人さまにつき当組合本支店のうち何れか1店舗1回とさせていただきます。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます(1人あたり1,000万円までとその利息が保護されます)。																																
13. 苦情処理措置・紛争解決措置		・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。 【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100 受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く) 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。																																

次のページに続きます

•紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(TEL03-3581-0031)

第一東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3595-8588)

第二東京弁護士会 仲裁センター(TEL03-3581-2249)

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

(以上)